

補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要

日本銀行は、補完貸付制度における貸付先が、その承認基準として定められている自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率もしくはレバレッジ・バッファ比率の要件、流動性カバレッジ比率もしくは安定調達比率の要件または内部TLAC額もしくは外部TLAC比率の要件を満たさなくなった場合、同比率の水準等^(注1)に応じ、別表のとおり貸付先の承認の取消しまたはその予告措置を講じます。

なお、予告措置を講じた場合の取扱いは以下のとおりです。

- ①予告期間中に承認基準を満たしたと認められる場合には、予告を取消します（この場合、貸付先の承認は維持されます。）。
- ②予告期間中に承認基準を満たす可能性がなくなつたと認められる場合には、その時点で貸付先の承認取消しを行います。
- ③予告期間中に承認基準を満たさなかったと認められる場合には、予告後6か月を経過した時点で貸付先の承認取消しを行います。

—— 予告措置の運用イメージについては別紙をご参照下さい。

(a) 金融機関のうち国際統一基準適用先およびその親会社である銀行持株会社、金融商品取引業者のうち川上連結先^(注2)ならびに(c)以外の外国銀行、外国金融商品取引業者および外国連結親会社

直近の自己資本（規制） 比率等	6ヶ月以内の 自己資本（規制）比率等 の見込み	措置の内容
普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上、総自己資本比率8%以上、資本バッファ比率 ^(注3) 、レバレッジ比率およびレバレッジ・バッファ比率 ^(注3) の要件を満たすこと、流動性カバレッジ比率および安定調達比率の要件 ^(注3) を満たすことならびに内部TLAC額および外部TLAC比率の要件 ^(注4) を満たすこと	—	貸付先の承認を維持
普通株式等Tier 1比率4.5%未満1.13%以上、Tier 1比率6%未満1.5%以上または総自己資本比率8%未満2%以上であること レバレッジ比率の要件を満たさないものの、0.75%以上であること 資本バッファ比率の要件を満たさなくなったこと レバレッジ・バッファ比率の要件を満たさなくなったこと 流動性カバレッジ比率または安定調達比率の要件を満たさなくなったこと 内部TLAC額または外部TLAC比率の要件を満たさなくなったこと	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性あり レバレッジ比率の要件を満たす可能性あり 資本バッファ比率の要件を満たす ^(注5) 可能性あり レバレッジ・バッファ比率の要件を満たす ^(注5) 可能性あり 流動性カバレッジ比率および安定調達比率の要件を満たす ^(注5) 可能性あり 内部TLAC額および外部TLAC比率の要件を満たす ^(注6) 可能性あり	予告を発出

同上	普通株式等T i e r 1比率4.5%以上、T i e r 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性なし レバレッジ比率の要件を満たす可能性なし 資本バッファ比率の要件を満たす可能性なし レバレッジ・バッファ比率の要件を満たす可能性なし 流動性カバレッジ比率および安定調達比率の要件を満たす可能性なし 内部TLAC額および外部TLAC比率の要件を満たす可能性なし	直ちに貸付先の承認を取消
普通株式等T i e r 1比率1.13%未満、T i e r 1比率1.5%未満または総自己資本比率2%未満 レバレッジ比率0.75%未満	—	

(b) 金融機関のうち国内基準適用先およびその親会社である銀行持株会社

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の自己資本比率の見込み	措置の内容
4%以上	—	貸付先の承認を維持
4%未満 1%以上	4%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	4%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を取消
1%未満	—	

(c) 外国銀行または外国金融商品取引業者のうちその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先および外国連結親会社

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の自己資本比率の見込み	措置の内容
8%以上	—	貸付先の承認を維持
8%未満2%以上	8%以上に回復する可能性あり	予告を発出

同上	8 %以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
2 %未満	—	

(d) 金融商品取引業者^(注7)、証券金融会社および短資業者

直近の自己資本(規制) 比率等	6ヶ月以内の 自己資本(規制)比率等 の見込み	措置の内容
200 %以上 ^(注8) である ことならびに内部 TLAC額の要件 ^(注4) を満た すこと	—	貸付先の承認を維持
200 %未満100 % 以上であること 内部TLAC額の要件を満た さなくなったこと	200 %以上に回復する 可能性あり 内部TLAC額の要件を満たす ^(注6) 可能性あり	予告を発出
同上	200 %以上に回復する 可能性なし 内部TLAC額の要件を満たす ^(注6) 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
100 %未満	—	

(注1) 数値基準のほか、自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率、内部TLAC額もしくは外部TLAC比率が実質的に要件を下回るとみとめられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないことも判断材料とする。

(注2) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合(バーゼル基準採用先)には、最終指定親会社にかかる連結自己資本規制比率。なお、このケースに該当する金融商品取引業者の単体および川下連結自己資本規制比率は(d)の基準に従う。

(注3) 資本バッファ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率または安定調達比率が法令(外国銀行、外国金融商品取引業者または外国連結親会社のうち、バーゼルIII適用先またはバーゼルI・II適用先については母国の法令をいい、銀行法準用先については準用される銀行法をいう。以下(注5)において同じ。)に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注4) 内部TLAC額または外部TLAC比率が法令(外国銀行、外国金融商品取引業者および外国連結親会社については母国の法令をいう。以下(注6)において同じ。)に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注5) 資本バッファ比率、レバレッジ・バッファ比率、流動性カバレッジ比率または安定調達比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に回復する、またはその水準を満たすよう着実に改善すると認められることをいう。

(注6) 内部TLAC額または外部TLAC比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に

回復する、またはその水準を満たすよう着実に改善すると認められることをいう。

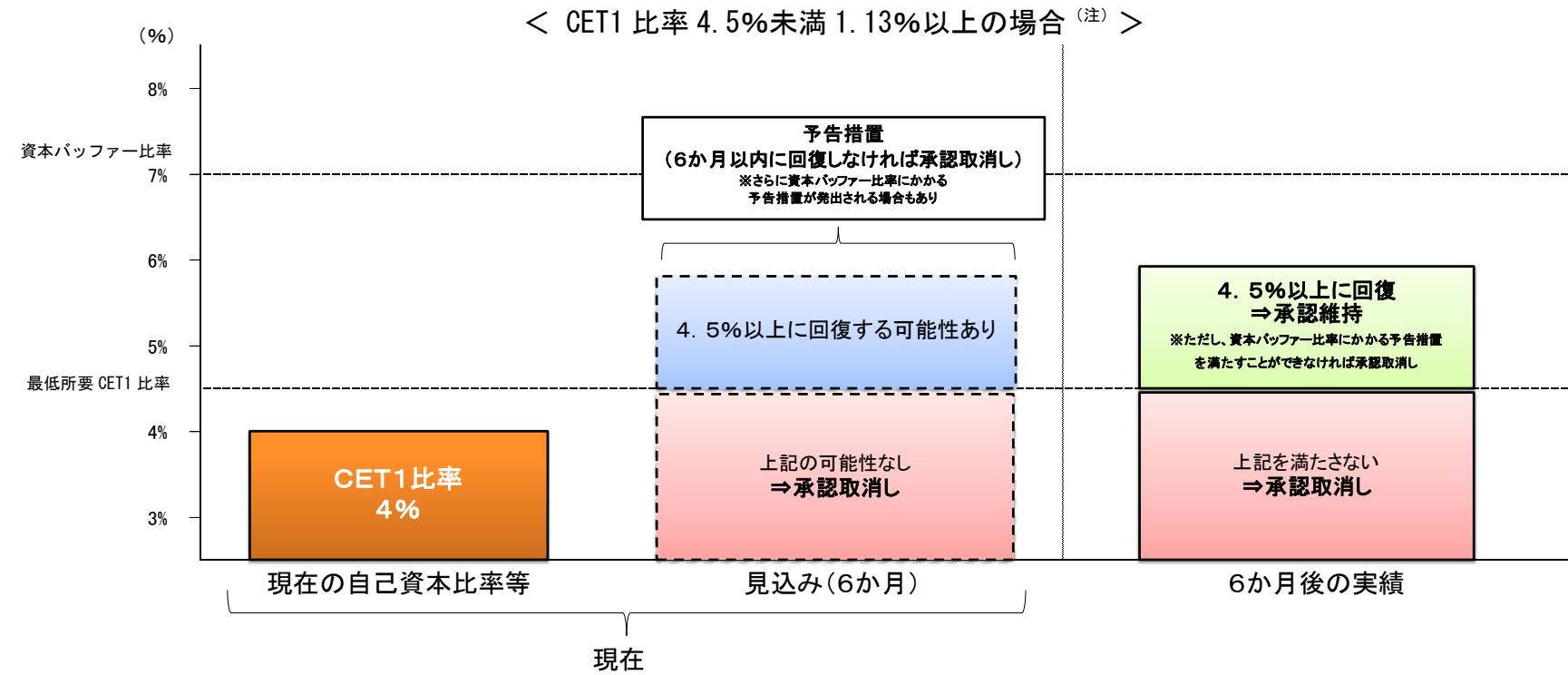
(注7) 法令により内部TLAC額規制の適用を受ける金融商品取引業者の親会社が銀行持株会社である場合には、当該銀行持株会社については、(a)の基準に従う。

(注8) 金融商品取引業者のうち川上連結先またはグローバルなシステム上重要な銀行(法令により資本バッファ規制が適用される先に限る。)の連結子会社である先については、自己資本規制比率が140%以上200%未満の場合であっても、200%以上に着実に改善すると認められるときは、200%以上であるとみなす。

予告措置の運用イメージ

① 最低所要自己資本比率を満たさない場合の予告措置

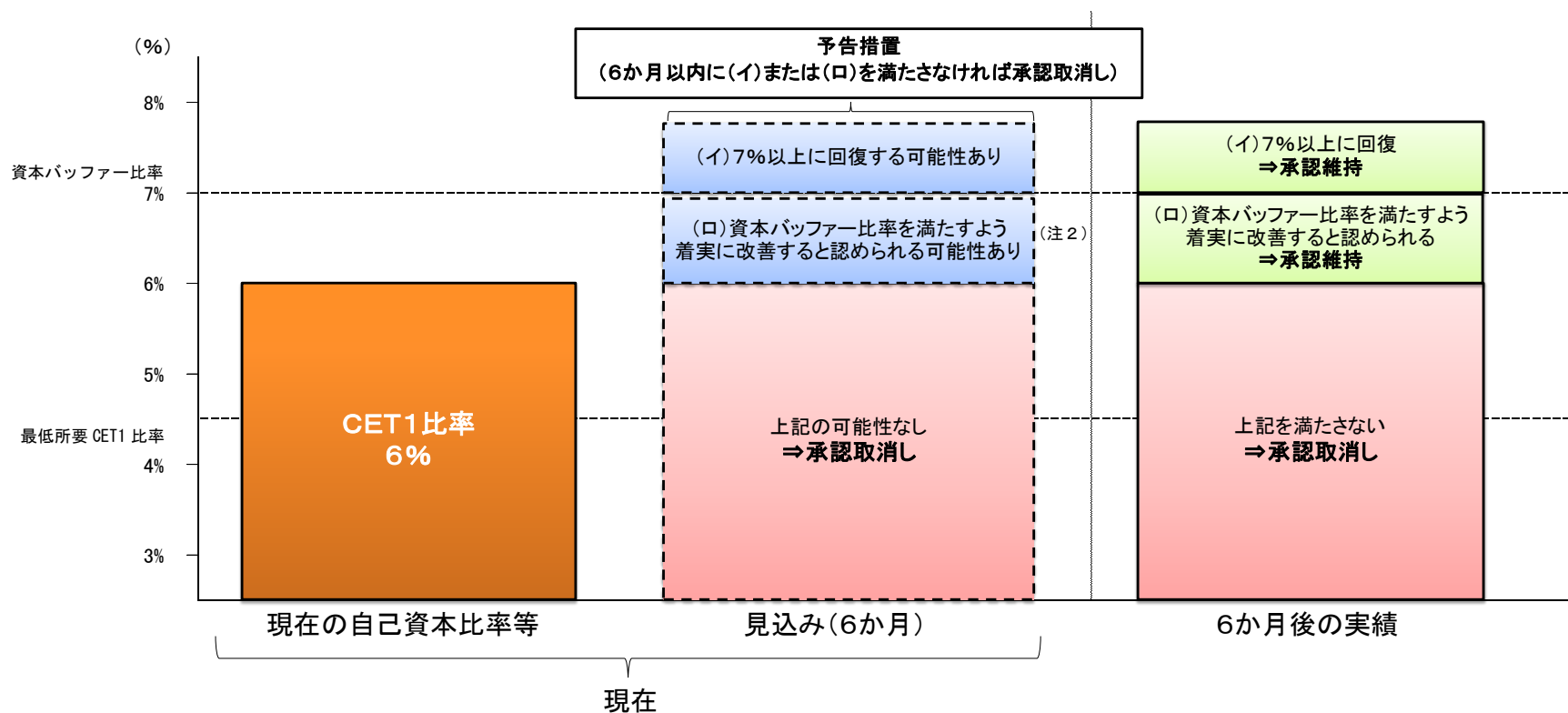
最低所要自己資本比率にかかる予告措置		対応
現在	6か月以内に CET1 比率 4.5%以上に回復する可能性はあるか	☐ 有：予告措置 ☐ 無：承認取消し
6か月後	CET1 比率 4.5%以上に回復したか	☐ 有：承認維持 ☐ 無：承認取消し



② 資本バッファ比率の要件を満たさない場合^(注1)の予告措置

資本バッファ比率にかかる予告措置		対応
現在	6か月以内に資本バッファ比率の要件を満たす可能性はあるか 具体的には、(イ) 資本バッファ比率の要件を満たす、または (ロ) 「着実に改善する」と認められる可能性があるか	☐ 有：予告措置 ☐ 無：承認取消し
6か月後	(イ) 資本バッファ比率の要件を満たした、または (ロ) 「着実に改善する」と認められるか	☐ 有：承認維持 ☐ 無：承認取消し

< CET1 比率 7%未満 4.5%以上の場合 >



(注1) 資本バッファ比率が法令に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。
なお、レバレッジ・バッファ比率も同様の扱い。

(注2) 「着実に改善する」可能性の判断は、資本バッファ比率を回復するために合理的と認められる改善計画を確認する。資本バッファ比率の水準を満たすまでの期間は、6か月以内である必要はない。6か月以上の期間をかけて資本バッファ比率の水準を満たす改善計画であっても、着実に改善する道筋を示すものであれば「着実に改善する」可能性があると認める。